

令和2年度 JAS構造材利用拡大事業



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

JAS構造材とは

本事業では次の5つのJAS製品を『JAS構造材』と定義する。

- 1 機械等級区分構造用製材(以下「機械等級製材」)
- 2 枠組壁工法構造用製材 及び
枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「2×4製材」)
- 3 直交集成板(以下「CLT」)
- 4 構造用集成材
(中断面以上(短辺75mm以上、長辺150mm以上))
- 5 構造用単板積層板(以下「構造用LVL」)

JAS構造材活用拡大宣言事業

活用拡大宣言

JAS構造材に対する
活用拡大の宣言

JAS構造材個別実証支援事業

活用宣言で
登録された施工者によ
る実証

3階建て以下の戸建専用住宅以外での
実証に係る林産物JASへの支援

JAS構造材の活用に積極的な企業を

『見える化』

することで、市場の活性化を図る。

品質が明確化された林産物JAS製品を
お試しで実際に使っていただき、
JAS製品に対する利便性を感じていただくことで

『JAS構造材等を継続的に利用』

していただける方を増やす。

JAS構造材利用拡大事業では、主要な申請は3つ

活用拡大宣言事業

1) 活用拡大宣言への登録 <宣言様式1号及び宣言様式2号>

受付期間 2020年3月31日 ～ **2021年 3月27日**

個別実証支援事業(活用拡大宣言で登録された施工者等がエントリー可)

2) 事業申請(事業へのエントリー)<様式1号>

一次募集受付期間 2020年3月31日 ～ **2020年6月30日**

3) 助成金交付申請(使用した林産物JASに応じた助成金の申請)<様式6号>

一次募集受付期間 2020年3月31日 ～ **2020年8月31日**

JAS構造材活用拡大宣言事業

宣言様式1号、宣言様式1号(付表)、会社情報を（一社）全国木材組合連合会 に送付
登録したあと、宣言様式4号を自社のホームページに掲載または印刷して事務所に掲示する。

JAS構造材個別実証支援事業

JAS構造材を実際に使用して建築を行っていただくことを目的とするため、

**JAS構造材への支援とJAS構造材の使用量に応じて、
JAS構造材以外の林産物JAS材への支援を行う**

ステップ① 建築物を助成対象にする条件

指定する構造部位にJAS構造材を使用する(一部でも可)

ステップ② 『JAS構造材』への支援 …支援①

「JAS構造材」の使用量に対し規程下单価を乗じた金額、
または実際の調達費(材料費、加工費、運搬費)のうち低い方の金額に支援

ステップ③ 『その他林産物JAS』への支援 …支援②

JAS構造材の使用量に応じて「その他林産物JAS」の調達費に支援

本事業に申請できるのは以下の条件を**全て**満たした施工者とする

ア) JAS構造材活用拡大宣言事業で登録を受けた事業者

イ) 建築確認申請または建築工事届で施工者と確認できる事業者
またはその事業者から本事業を申請する権利を委譲された事業者

ウ) 建築工事業または大工工事業の認可を受けた事業者

エ) 法人格を有する者

オ) 申請数が3件以上の事業者はクリーンウッド法に基づく
登録木材関連事業者であること

カ) 申請数が3件以上の事業者は、
工場全体の原木買取量(若しくは原材料の買取量)を前年(度)実績と同等
若しくは増加させることを目的に、山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した
JAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請

①本事業は新築及び増改築を行う建築物のうち、建築確認申請または建築工事届を提出し、以下の条件を**全て**満たす物件とする

ア) 建築確認申請又は建築工事届の建築主が国に該当せず、
建築物又は建築物の部分の用途が本事業の規定に沿う建築物

イ) 3階以下の戸建て住宅を除く建築物(3階以下の戸建て住宅の産業部分は対象)

ウ) 建築物において基礎を含めた建築工事に、本事業以外の国からの助成を受けていない建築物

エ) 延べ床面積が10平米を超える建築物

オ) 指定する部位でJAS構造材を使用した建築物であること

本事業でいう階数とは、2つの数え方があります。

①建築物の実階数

対象建築物かどうかは実際の建築階数での判断になります。

例) 産業用途をもたない3階建て戸建て住宅→対象外

②助成額を計算する際に算出する助成階数

助成額を算出する際はJAS構造材を構造部に使用する階のみを最上階から数えていくつかで判断します。

例) 次ページ参照

階数の考え方 3階建て以下の産業併用戸建住宅 の場合 (製材、集成材、LVLの例)

個別実証支援

立米単価の考え方(3階建て建築物での例、【 】は最上階からの階数)

本事業で階数として算出するのは

『非住宅』、『JAS構造材を構造部に使用』している階のみとなります。

パターン①

全て住宅/全て使用

パターン②

3階住宅/全て使用

パターン③

全て非住宅/1階不使用

パターン④

3階が住宅/1階不使用

対象外

3階

住宅/
構造部に使用

2階【1】

非住宅/
構造部に使用

1階【2】

非住宅/
構造部に使用

2階

50,000円/立米

3階【1】

非住宅/
構造部に使用

2階【2】

非住宅/
構造部に使用

1階

非住宅/
構造部に不使用

2階

100,000円/立米

3階

住宅/
構造部に使用

2階【1】

非住宅/
構造部に使用

1階

非住宅/
構造部に不使用

1階

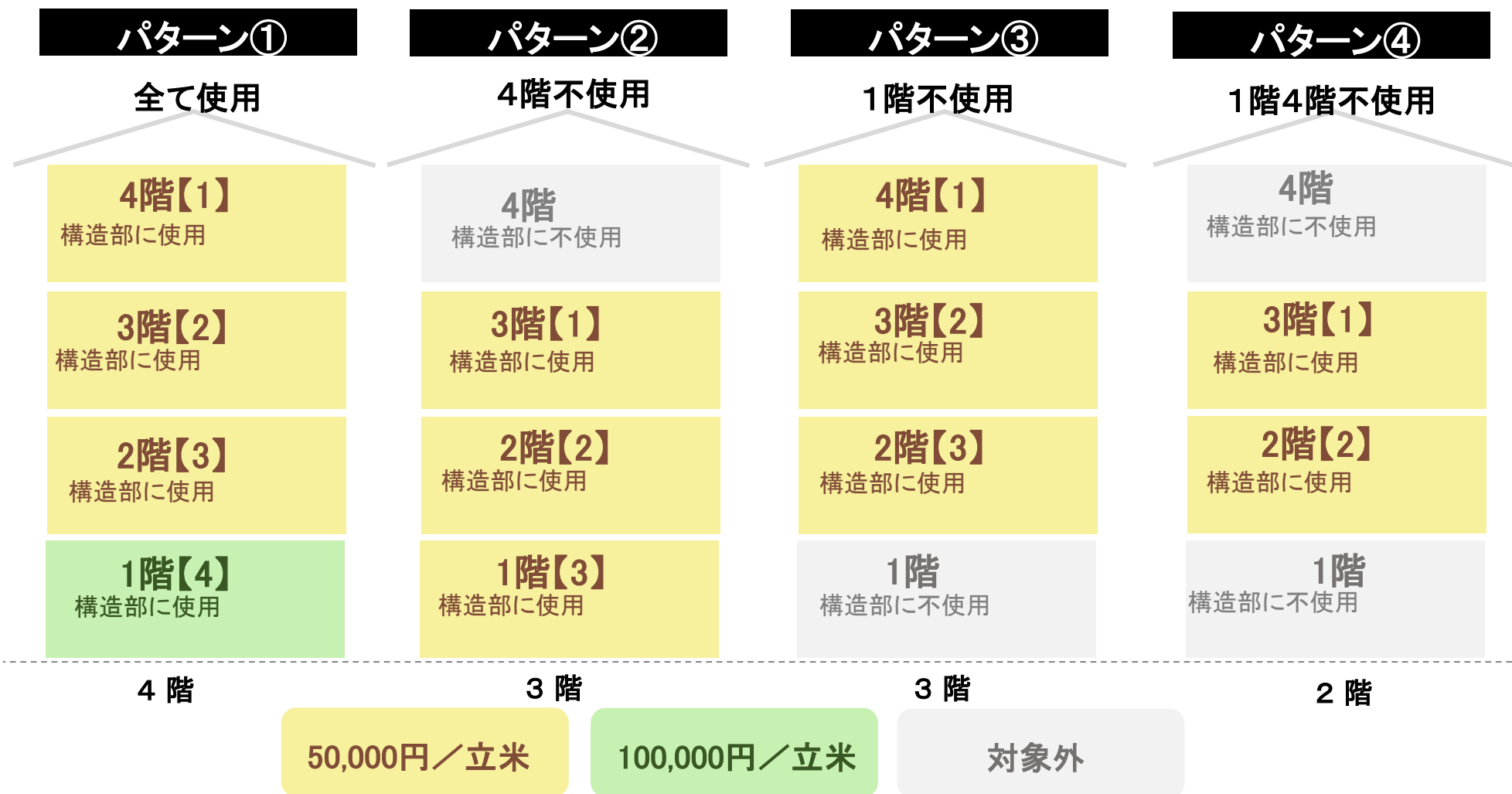
対象外

階数の考え方(製材、集成材、LVLの例)

立米単価の考え方(4階建て建築物での例、【 】は最上階からの階数)

本事業で階数として算出するのは

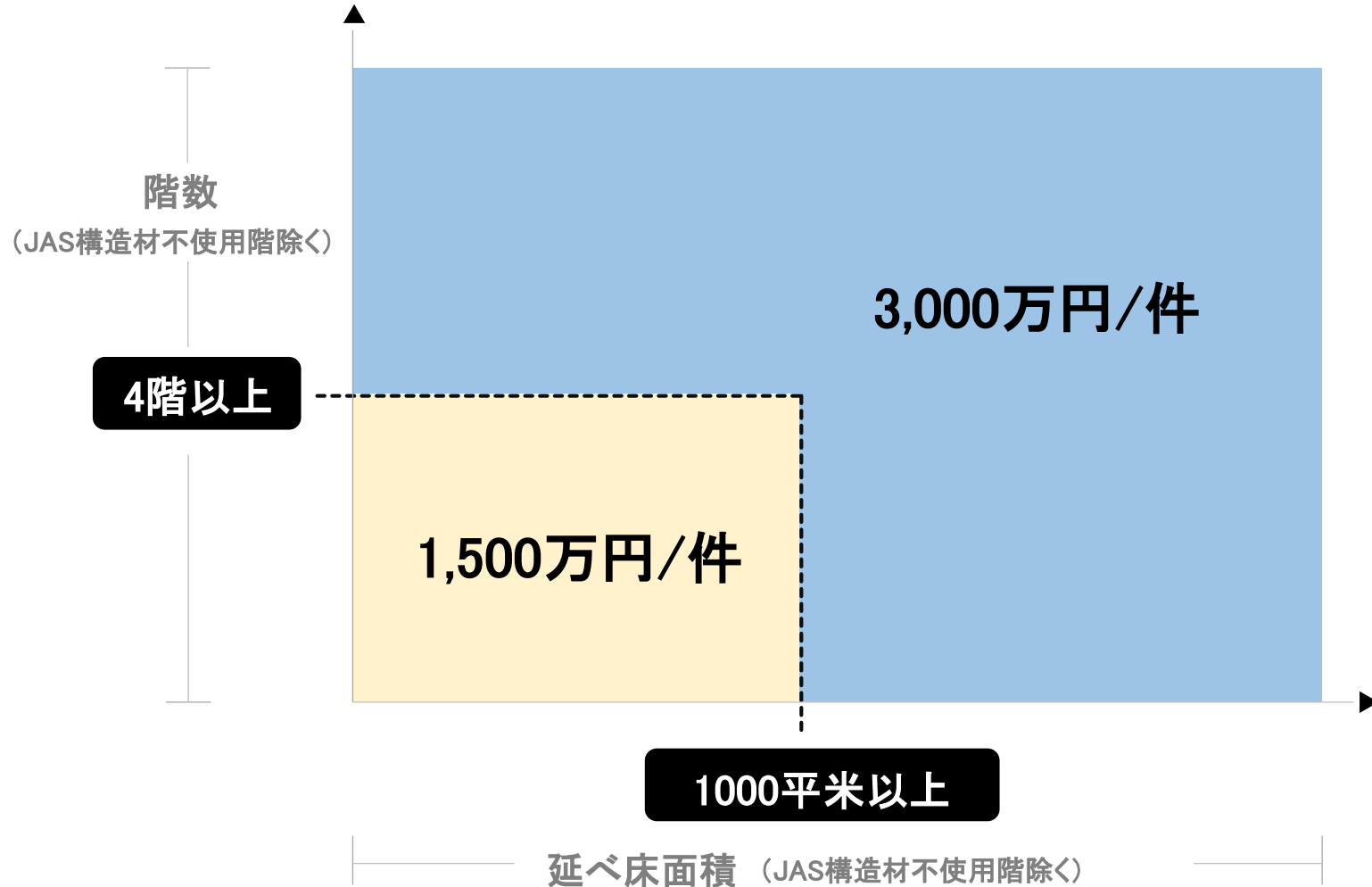
『JAS構造材を構造部に使用』している階のみとなります。



助成: 上限額について

(申請1件当たりの助成額の上限)

1,000平米以上、または最上階から4階以上 = 3,000万円/件



ステップ① 建築物が助成対象になるための条件

条件

機械等級区分構造用製材

柱、梁桁、トラス、土台(一部でも可)に**機械等級製材**が使用されること

2×4製材・集成材(中断面以上)、構造用LVL

構造上主要部分(壁、床、屋根、横架材)の一部に使用されること

CLT

構造上主要部分(壁、床、屋根)の一部に使用されること

ステップ② 『JAS構造材』への支援 …支援①

助成対象

ステップ①で機械等級区分構造用製材の条件を満たす

全ての部位に使用された機械等級製材及び目視等級製材(乾燥材に限る)

ステップ①で2×4製材・集成材(中断面以上)、構造用LVLの条件を満たす

全ての部位に使用された2×4製材・集成材(中断面以上)、構造用LVL

ステップ①でCLTの条件を満たす

全ての部位に使用されたCLT

※合法伐採木材であることが証明できること

立米単価 CLT:14万円/m³ その他:5万円/m³ or 10万円/m³ (最上階から4以上の階)

1, 2, 3を比較し、低い金額

	1. 事業申請時	2. 交付申請時	3. 実際の調達費
JAS構造材	事業申請時に計画している材積（立米） ×5万 or 10万 or 14万	交付申請時に実際に使用した材積（立米） ×5万 or 10万 or 14万	実際の調達費 （木材代、及びそれにか かわる加工費、運搬費）
その他林産物JAS	計画調達費 × 1/2	実際調達費 × 1/2	実際調達費 × 1/2

『機械等級区分構造用製材』をJAS構造材として扱う場合は『目視等級区分構造用製材(乾燥処理されたものに限る)』もJAS構造材として扱います。

	助成対象	助成額計算	
JAS構造材	助成対象となる階で使用された『機械等級区分構造用製材』及び『目視等級区分構造用製材(乾燥処理されたものに限る)』	事業申請時に計画している材積(立米) × 5万 or 10万	①
		交付申請時に実際に使用した材積(立米) × 5万 or 10万	②
		実際の調達費(木材代、及びそれにかかわる加工費、運搬費)	③
その他林産物JAS	助成対象となる階で使用された『機械等級区分構造用製材』及び『目視等級区分構造用製材(乾燥処理されたものに限る)』の1/2の材積	計画調達費 × 1/2	④
		実際調達費 × 1/2	⑤

①+④、②+⑤、③+⑤のうち、一番低い額を助成します。

	助成対象	助成額計算	
JAS構造材	助成対象となる階で使用された『ツーバイフォー製材』、『構造用集成材（中断面以上）』、『構造用LVL』	事業申請時に計画している材積（立米）×5万 or 10万	①
		交付申請時に実際に使用した材積（立米）×5万 or 10万	②
		実際の調達費（木材代、及びそれにかかわる加工費、運搬費）	③
その他林産物JAS	助成対象となる階で使用された使用された『ツーバイフォー製材』、『構造用集成材（中断面以上）』、『構造用LVL』と同じ材積	計画調達費×1/2	④
		実際調達費×1/2	⑤

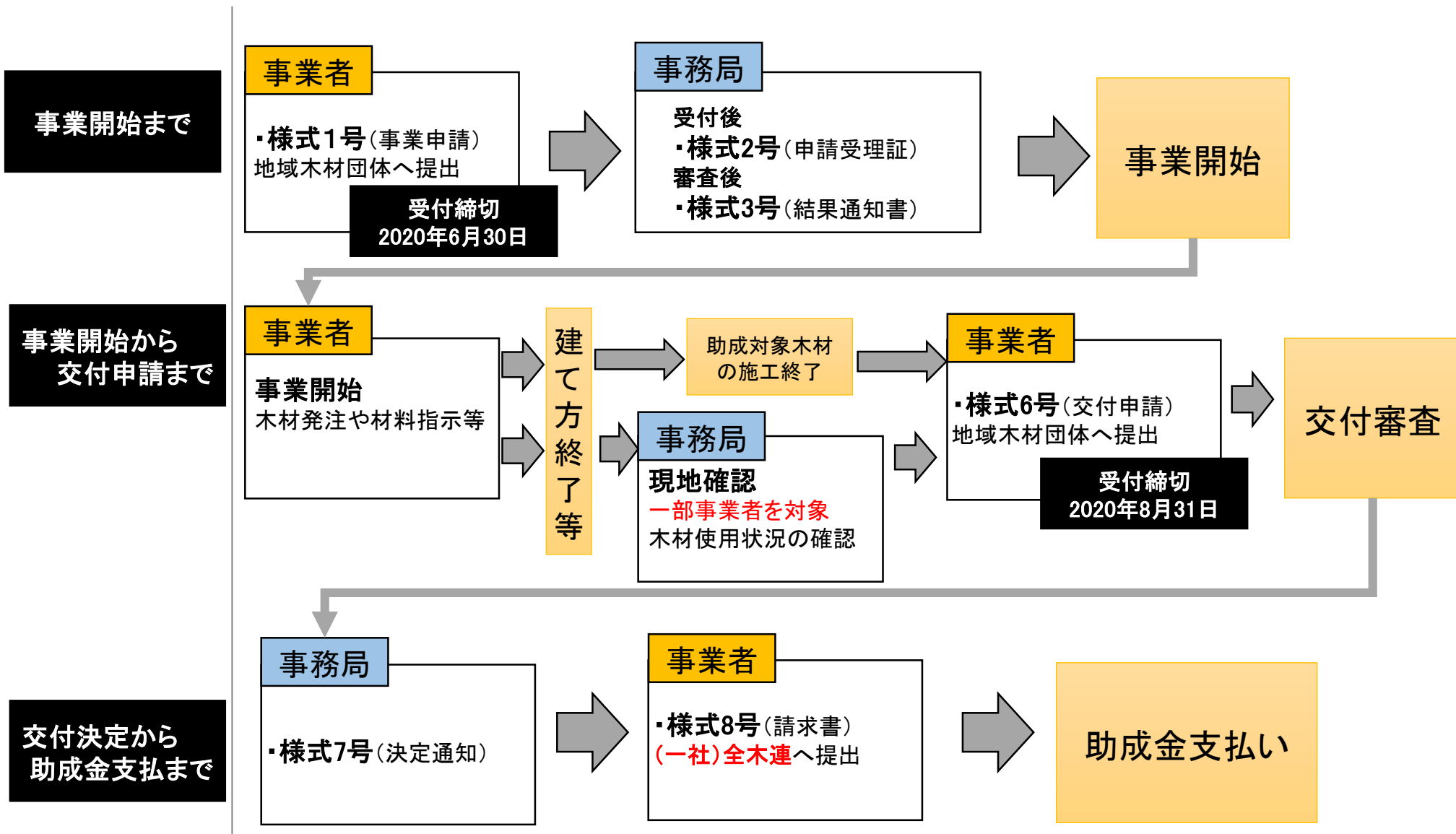
①+④、②+⑤、③+⑤のうち、一番低い額を助成します。

	助成対象	助成額計算	
JAS構造材	助成対象となる階で使用された『CLT』	事業申請時に計画している材積（立米）×14万	①
		交付申請時に実際に使用した材積（立米）×14万	②
		実際の調達費（木材代、及びそれにかかわる加工費、運搬費）	③
その他林産物JAS	助成対象となる階で使用された『CLT』と同材積	計画調達費×1/2	④
		実際調達費×1/2	⑤

①+④、②+⑤、③+⑤のうち、一番低い額を助成します。

申請の流れ

I : 事業のフロー図



■提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

■提出物

①様式1号

JAS構造材個別実証支援事業申請書

②調達費算出シート及び見積書

(林産物JASの予定使用量、予定調達額がわかる資料)

③建築確認申請のコピー(受付印があること)

④申請物件の助成対象となるJAS構造材

が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

⑤建築工事業又は大工工事業の許可証の写し

⑥助成金振込先の銀行口座情報

⑦申請数が3件以上の事業者は、

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを示す登録証のコピー

⑧申請数が3件以上の事業者は、

安定供給協定の締結等に関する資料および共同申請

様式1号 令和 年 月 日

JAS構造材個別実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

宣言事業者No.
会社名
住 所
代表者役職名・氏名

当社は、JAS構造材個別実証支援事業助成金交付規程に基づき、下記物件について個別実証支援事業に申請します。

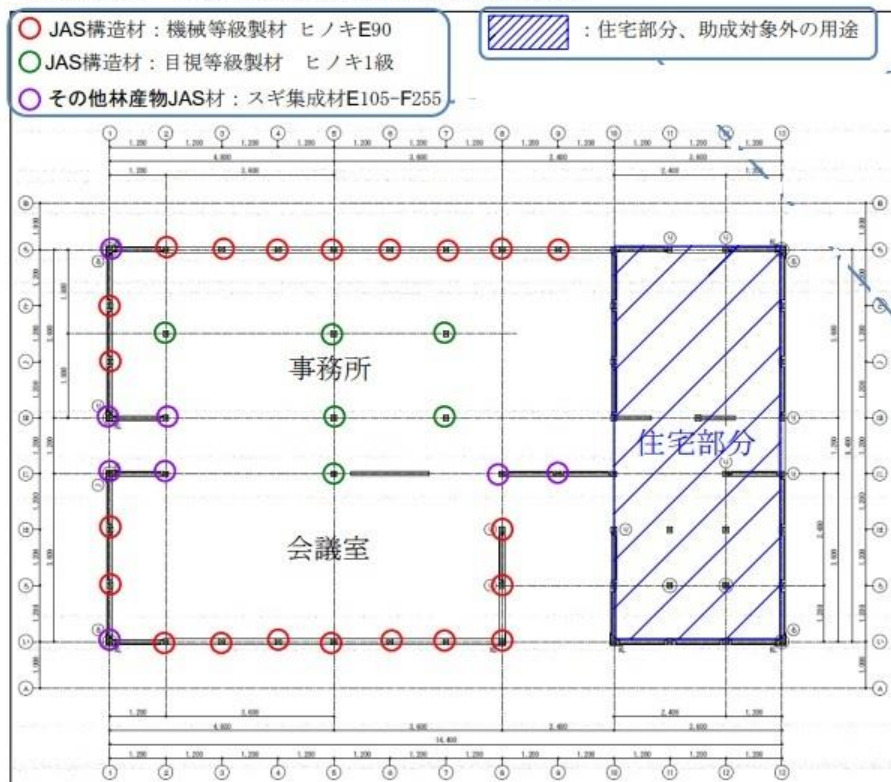
【物件の概要】

1. 物件の名称	
2. 物件の所在地	
3. 事業担当者の所属・氏名	
4. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel: Fax: E-mail:	
5. 3件以上を申請する者	
(1) クリーンウッド法登録番号:	登録年月日: 年 月 日
(2) 安定供給協定(交付規程第4の力)の締結	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※を記入し協定の写しを添付
6. 建築確認申請の物件の用途	
用途番号: 用途:	
7. 物件の階数	地上 階 地下 階
8. 延べ床面積	建築確認申請の延べ床面積 m ²
9. JAS構造材の種類	※指定する構造部に使用するJAS構造材のすべての品目に印を入れる。
<input type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材	
<input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材(枠組壁工法構造用たて懸ぎ材を含む)	
<input type="checkbox"/> 構造用集成材(中断面(注:短辺7.5cm×長辺15cm)以上のものに限る)	
<input type="checkbox"/> 構造用単板積層材(LVL)	
<input type="checkbox"/> 直交	
10. 助成対象	受付締切 2020年6月30日
11. 共同申請者の有無(※10)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

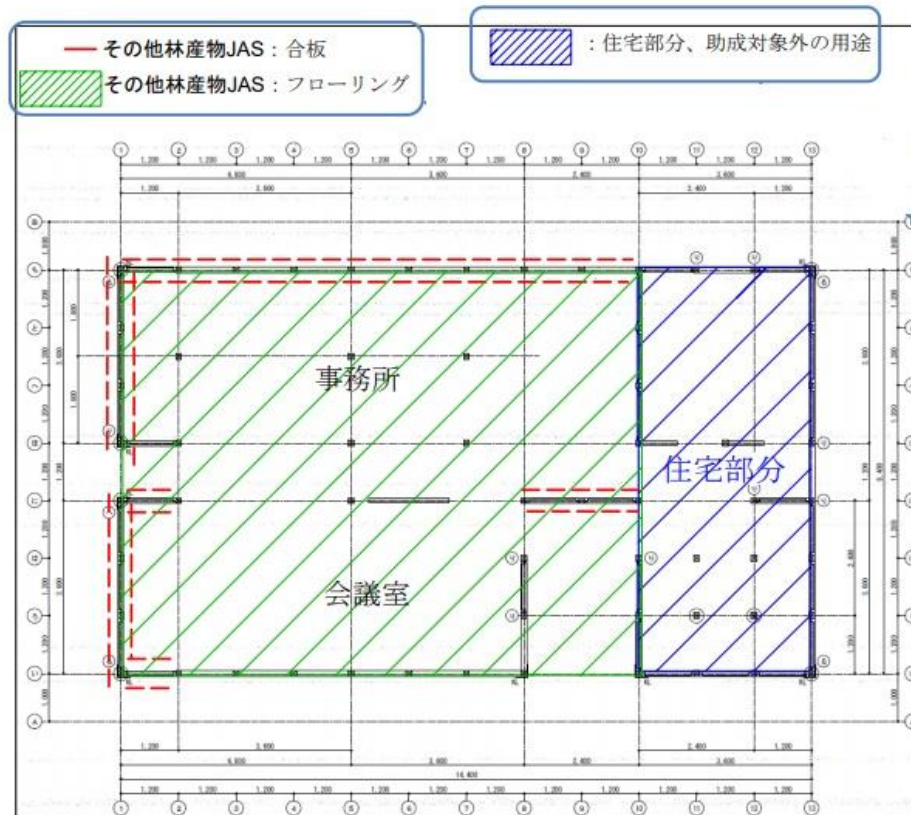
句ころ

④申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

■ <軸組構法 平面図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)



■ <軸組構法 平面図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)



■ <軸組構法 梁伏図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)

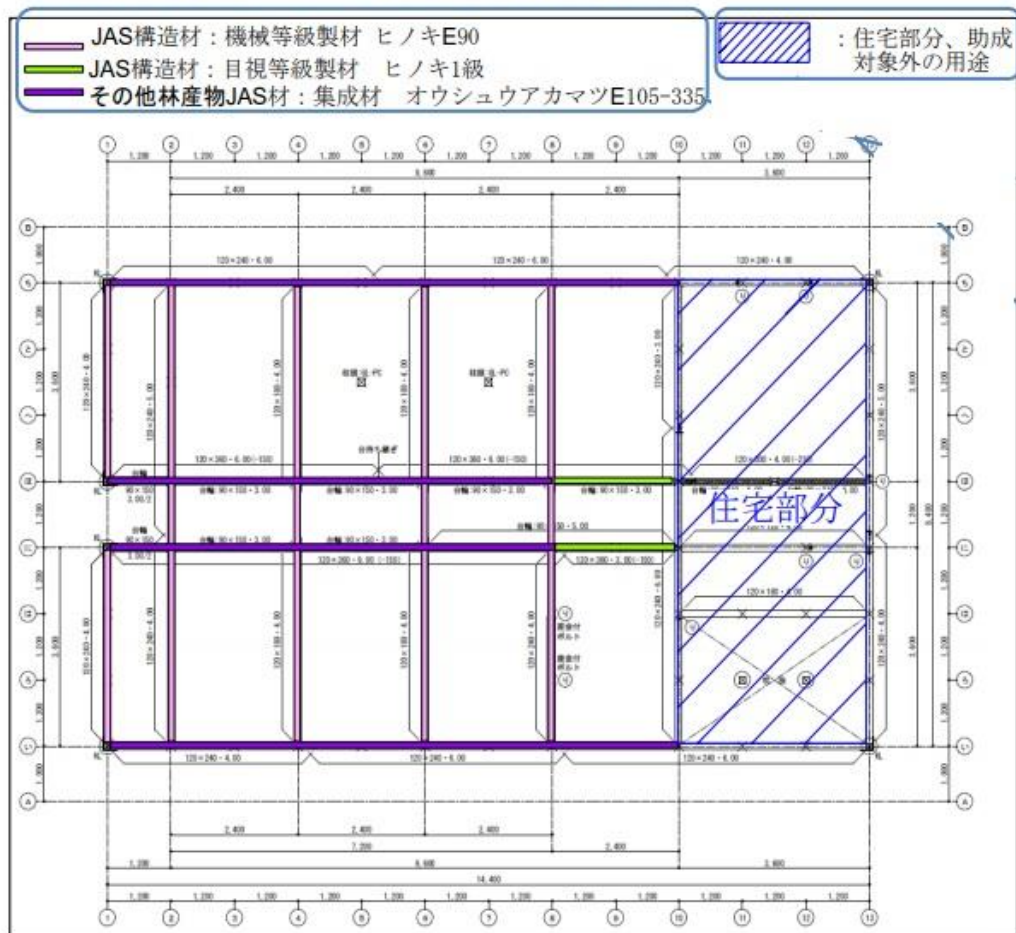


図1-3 軸組工法等の梁伏図の例

■様式2号 JAS構造材個別実証支援事業受付書

令和 年 月 日

様式2号
JAS構造材個別実証支援事業受付書

宣言事業 No.
会社名
代表者名

地域木材団体名
代表者名 印

御社より申請がありましたJAS構造材個別実証支援事業申請書の受理がなされたことを通知します。
なお、採択の有無については後日改めて通知します。

受付 No.

事業申請を受け付けたことを地域木材団体から通知いたします。
採択の結果については、様式3号で連絡します。

■様式3号 JAS構造材個別実証支援事業採択通知書

様式3号
JAS構造材個別実証支援事業審査結果通知書

令和 年 月 日

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

御社より申請されたJAS構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。
なお、JAS構造材個別実証支援事業の実施に当たっては、JAS構造材個別実証支援事業助成金交付規定に基づき実施願います。
(又は)
御社により申請されたJAS構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、誠に申し訳ありませんが不採用となりましたので、通知します。

記

受付番号
個別実証事業 No.

以上

事業開始日

採択結果の通知になります。
この通知に記載された日より事業開始となります。
この日以降に発注された木材が助成の対象となります。(除く在庫商品)

事務局および地方木材団体は、

一部の個別実証支援事業において、
現地で建て方完了後の林産物JASの利用状況を
確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、
事務局及び地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、
確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

■提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

■提出物

①様式6号、様式6号-2

JAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書

別紙1 1~3 助成対象の木材

別紙2 助成金の額

②建築確認申請受理証のコピー

③記録写真

- a. 材料荷受け時の検収写真(検収毎)
- b. 助成対象木材の部材種ごとの写真(部材種ごとに1枚以上)
- c. 建て方終了時に建物の全景写真(2方向から)について(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種を記載した黒板と共に撮影したもの)

④申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な

平面図・軸組図・梁伏せ図等(変更があった場合は明記すること)

次ページへ続く

様式6号 令和 年 月 日

JAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

宣言事業者No.
会社名
住 所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

【物件情報】

1. 物件の名称			
2. 物件の所在地			
3. 事業担当者の所属・氏名			
4. 事業担当者の連絡先	〒		
住所:			
Tel:	Fax:	E-mail:	
5. 建築確認申請の物件の用途	申請	用途番号:	用途:
	実績	用途番号:	用途:
6. 物件の階数	申請	地上	階 地下
	実績	地上	階 地下
7. 延べ床面積	申請	建築確認申請の延べ床面積	
	実績	建築確認申請の延べ床面積	
8. JAS構造材の種類	※指定する構造部に使用するJAS構造材のすべての品目に印を入れる。		
① 機械等級区分構造用製材	申請	<input type="checkbox"/>	実績 <input type="checkbox"/>
② 枠組壁工法構造用製材(枠組壁工法構造用たて継ぎ材を含む)	申請	<input type="checkbox"/>	実績 <input type="checkbox"/>
③ 構造用集成材(中断面以上のものに限る)	申請	<input type="checkbox"/>	実績 <input type="checkbox"/>
④ 構造用単板積層材(LVL)	申請	<input type="checkbox"/>	実績 <input type="checkbox"/>
⑤ 直交集成材(CLT)	申請	<input type="checkbox"/>	実績 <input type="checkbox"/>
9. 助成対象木材の建て方完了予定月	申請	令和 年 月 (<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下) 旬	
	実績	令和 年 月 (<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下) 旬	
10. 共同申請者の有無 (印)	※「あり」の場合、「様式1号(共同申請)」に必要事項を記載し提出		

受付締切
2020年8月31日

【助成対象の木材】

【助成金の額】

前ページへからの続き

⑤ 調達費算出シート 林産物JASの使用量及び調達額がわかる資料

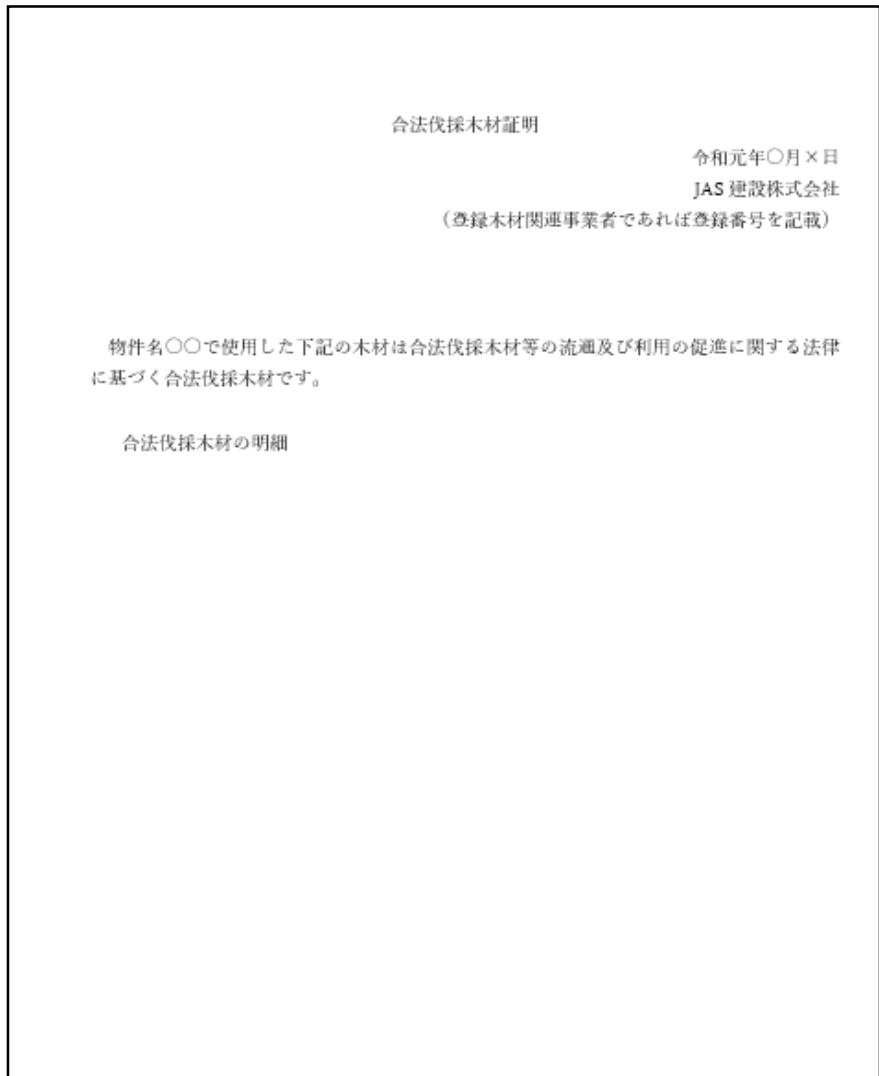
⑥ 交付決定以降に材料発注がされたことがわかる資料 (発注書、材料指示書 等。発注請書では代用できません。)

⑦ 助成対象林産物JASの実調達費がわかる資料 (木拾い表や請求書、領収書 等)

⑧ 林産物JASであることがわかる資料

⑨ 合法伐採木材であることがわかる資料

⑩ その他事務局が助成金の査定に必要な資料



令和 年 月 日

様式7号
JAS構造材個別実証支援事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

御社より申請がありましたJAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。
なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付して下さい。

個別実証事業 No.	
物件名	
助成金交付決定額	

事務局での交付申請確認後、
交付決定通知書で助成額を
お知らせします。

令和 年 月 日

様式8号
JAS構造材個別実証支援事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名 印

JAS構造材個別実証支援事業の助成金交付規定に基づき、下記個別実証事業の助成金を請求します。

個別実証事業 No.	
物件名	
交付決定通知日	
請求金額	

交付決定通知書に記載された金額を記入して、**全国木材協同組合連合会**に送付してください。

必ず公募要領をお読みください。

詳細はウェブサイトにて

<https://www.jas-kouzouzai.jp/>

JAS構造材

検索



最新情報をメールニュースにて受信できます。
(QRコードから空メールを送信にて登録)



JAS構造材利用拡大事業 事務局

TEL:03-6550-8540

FAX:03-6550-8541

平日10:00~17:30



TOSHIMOKUZAI



木材で街づくり @toshimokuzai